

条件付一般競争入札公告

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

令和7年7月2日
公益財団法人日本海洋科学振興財団
むつ海洋研究所 管理部長 渡邊修一

1. 件 名

北側係留式ブイ係留索交換等業務

2. 契約方式

条件付一般競争入札

3. 入札参加資格要件等

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 文部科学省の一般競争（指名競争）参加資格認定通知（以下「認定通知書」という。）を受けた者であること。認定を受けていない者にあつては、入札の日時までに認定通知書（写）を提出することを条件とし、入札説明書で定める必要書類の提出期限までに申請中であることを証明した者であること。
- (3) 警察当局から、当財団に対し、暴力団員が実質的に経営を支配している業者又はこれに準ずるものとして、建設工事及び測量等、物品の製造及び役務の提供等の調達契約からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (4) 青森県内に本店を有していること。

4. 仕 様

別添「仕様書」のとおり。

5. 入札申込書について

- (1) 入札に参加しようとする者の義務
入札に参加しようとする者は、入札申込書（別紙様式）を提出しなければならない。
- (2) 入札申込書の提出期限
令和7年7月23日（水）17:00
- (3) 提出場所及び問合せ先
〒035-0064 青森県むつ市港町4番24号
公益財団法人日本海洋科学振興財団 むつ海洋研究所管理部 黒田幸子
電話0175-22-9111 FAX0175-22-9112
- (4) 持参又は郵便（一般書留及び簡易書留、レターパックプラスのいずれかの方法による）

6. 入札及び開札

- (1) 日 時
令和7年7月30日（水）10:00～
- (2) 場 所
公益財団法人日本海洋科学振興財団 むつ海洋研究所会議室
- (3) 入札保証金
免除する。

7. その他

- (1) 詳細は、「入札説明書」による。
- (2) 契約締結情報（名称、締結日、相手方、金額等）を当財団ホームページに掲載する場合がある。

入 札 申 込 書

令和 年 月 日

公益財団法人日本海洋科学振興財団

むつ海洋研究所長 渡邊 修一 殿

私は、本入札参加要領の参加資格要件等をすべて満たしており、「北側係留式ブイ係留索交換等業務」に係る入札に参加したく、下記のとおり申し込みます。

記

1. 入札件名

北側係留式ブイ係留索交換等業務

2. 申 込 人

住 所 〒 _____

名 称 _____

代表者氏名 _____ 印

(登録済みの印)

3. 担当者及び連絡先

(1) 担当者

(2) TEL

(3) FAX

北側係留式ブイ係留索交換等業務 仕様書

公益財団法人日本海洋科学振興財団

I. 業務概要及び一般共通事項

1.1 件名

北側係留式ブイ係留索交換等業務 一式

1.2 概要

公益財団法人日本海洋科学振興財団（以下「財団」という）が管理する海洋観測ブイ※¹（名称：北側係留式ブイ（以下「ブイ」という※²））の安全運用を維持するため、当該ブイを陸揚げし、係留索交換及び整備等を実施する。

※1:海上保安庁許可標識名称：むつ小川原港海洋観測 A 灯浮標（航路標識番号 1608.81）

※2:ブイとは標体を示す

1.3 契約範囲

- (1) 工事等に係わる準備作業
- (2) ブイ等の撤去工及び陸揚げ
- (3) 係留索交換及びブイ等の整備工（塗装等）
- (4) ブイ等の設置工
- (5) 工事等に係わる後作業
- (6) 提出書類の作成
- (7) その他附帯業務

1.4 履行場所

青森県六ヶ所村むつ小川原港港域内、同港新納屋地区護岸及び同港新納屋地区護岸背後地、他

1.5 履行期間

契約日～令和 7 年 11 月 28 日（金）

※工事实施時期は、II. 2.1 (1)を参照

1.6 担当部署

公益財団法人日本海洋科学振興財団 むつ海洋研究所

所在地：青森県むつ市港町 4 番 24 号

電 話：0175-22-9111

1.7 提出書類

次表に定める書類を提出期限までに提出すること。なお、書類の内容に関する注意事項等については、II. 2.4 (6)を参照。

書類名	提出期限	部 数	承 認
① 施工要領書	契約締結後、速やかに	2 部	要※1
② 工事許可申請書※2（写し）	本表中①承認後、速やかに	1 部	不要
③ 工事許可書（写し）	許可書受理後、速やかに	1 部	不要
④ 現場代理人通知書	契約締結後、速やかに	1 部	不要
⑤ 作業員名簿	工事開始 2 週間前までに	1 部	不要
⑥ 塗装要領書	工事開始 2 週間前までに	1 部	不要
⑦ 作業日報（現場工事のみ）	作業終了後、毎日	1 部	不要
⑧ 業務報告書	納期までに	1 部	不要
⑨ 現場工事写真集	納期までに	1 部	不要
⑩ 工事完了届※3（写し）	工事終了後、速やかに	1 部	不要

※1：承認を必要とする書類は財団が承認後、1 部を受注者に返却する。

※2：港域内における工事・作業の許可申請：むつ小川原港長宛（八戸海上保安部へ提出）

※3：港域内における工事完了の届け出：むつ小川原港長宛（八戸海上保安部へ提出）

1.8 提出書類納入場所及び納期

(1) 納入場所

〒035-0064 青森県むつ市港町 4 番 24 号

公益財団法人日本海洋科学振興財団 むつ海洋研究所

(2) 納期

令和 7 年 11 月 28 日（金）

1.9 検収条件

本仕様書に基づく現場工事・作業が完了し、I1.7 に定める書類が提出され、その内容が適切であることの確認をもって検収とする。

1.10 貸与品

本業務における貸与品を以下に記す。貸与品は、基本的に工事実施場所（ブイ整備場）または海上での引き渡しとなるが、ブイ吊上げ専用金具等は財団むつ海洋研究所（試験研究棟）にて引き渡すこととする。なお、ブイ吊上げ専用金具等の運搬（荷役作業を含む）は受注者が行うこと。

- | | |
|-----------------------|-----|
| (1) ブイ（センサ以外の搭載機器含む） | 1 基 |
| (2) シンカー | 3 基 |
| (3) 係留索（現行品） | 一式 |
| (4) 防食亜鉛板（現行品） | 一式 |
| (5) 係留索（新品） | 一式 |
| (6) 防食亜鉛板（新品） | 一式 |
| (7) ブイ吊上げ専用金具（玉掛用具含む） | 一式 |
| (8) その他、ブイ等に関連する部品など | 一式 |

1.11 適用法規

受注者は、本業務に関する以下の諸法令及び諸条例を遵守し工事の円滑な進捗を図るものとする。また、諸法令、諸条例の適用及びその運用は自らの負担で行うものとし、諸法令、諸条例に抵触した場合の責務が発注者に及ばないようにしなければならない。

- (1) 労働安全衛生法
- (2) 海上衝突予防法
- (3) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
- (4) 港則法
- (5) 港湾法
- (6) その他の関係法令

1.12 安全管理

- (1) 工事計画に際しては、綿密かつ無理のない工程や安全対策等の準備を行い、安全確保を最優先としつつ、迅速な進捗を図るものとする。
- (2) 工事現場の安全衛生管理は、法令等に従い受注者の責任において自主的に行うこととし、安全管理には熱中症に対する対策も盛込むこと。
- (3) 工事中は、常に整理整頓を心がける等、安全に留意すること。
- (4) 工事実施海域は、港域内であり、一般船舶及び漁船が輻輳する場所であるため、他船の行動に十分な注意を払い、事故防止に努めること。

1.13 機密保持

本業務で知り得た事項を、財団の許可なく第三者に開示しないこと。

1.14 疑義

本仕様書についての疑義及び本仕様書に記載の無い事項については、財団と協議し、その決定に従うものとする。

1.15 その他

- (1) 本工事に伴う航路標識休止に係る届出は財団が行う。
- (2) 本工事に使用する護岸及び港湾施設用地等は、財団が提供する。
- (3) 工事作業中のブイ搭載観測機器の取扱い及びブイ各所の養生については、財団が行うものとする。
- (4) ブイ陸揚げ後、財団が浮体各部の板厚計測及び非破壊検査等を実施する。なお、計測・検査の工程及び実施日時等については、財団と受注者で調整の上、決定する。

II. 業務仕様

2.1 工事期間及び工事時間

(1) 工事期間

本業務に係わる工事及び現場作業等は、令和 7 年 9 月上旬～令和 7 年 11 月下旬までの期間中に実施すること。詳細は財団と受注者が協議の上決定する。

(2) 工事時間

本業務に係わる工事及び現場作業等は、原則として、日出から日没までの間に実施する。但し、気象・海象等により、工事及び作業等を迅速に行わなければならない場合は、その限りではない。

2.2 工事場所

(1) ブイ等の撤去工及び設置工（別紙-1 参照）

青森県むつ小川原港港域内において、むつ小川原港新納屋南防波堤灯台から真方位 015 度、距離約 4900 m の地点を中心とする海域(ブイ位置)。

(2) ブイ等の陸揚げ及び整備工（別紙-1 参照）

青森県上北郡六ヶ所村むつ小川原港の新納屋地区護岸及び新納屋地区護岸背後地。詳細な場所については、別途、財団が指示する。

2.3 工事対象物の諸元等

(1) ブイ等諸元

① ブイ（1 基）※別紙-2(1)～(3)参照

全 高： 約 8.0 m（灯ろう含む）

重 量： 約 11.0 ton

浮 力： 約 250 kN

直 径： 約 3.5 m

材 質： フロート部及び尾筒部は、一般構造用圧延鋼材
マスト部は、アルミニウム合金

搭載機器： 観測機器（流向流速計、水温塩分計、放射線検出器、風向風速計）、GPS、センサ制御装置、通信機、灯火システム、電源系システム（太陽電池パネル含む）、鉛蓄電池など

そ の 他： ブイのフロート部は、中心にホールがあり（以下、センターホールと称す）、ドーナツ型になっている。そのセンターホールには、繊維ロープ 32m、チェーン 24m 及

び鋼製沈錘（約 80kg）で構成された計測器係留・昇降システムが設置されている。

② シンカー（3 基）※別紙-3 参照

寸 法： 縦 3,300mm × 横 3,300mm × 高さ 1,600mm / 基

重 量： 約 40 ton（鉄筋コンクリート製） / 基

そ の 他： 主吊環※¹（φ120 mm）×1、補助吊環※²（φ80 mm）×4

※1：係留索接続用 ※2：吊上げ作業用

③ 係留索（3 本）※別紙-4 参照

寸 法： スタッドリンクチェーン 110m / 本（接続具含む）

※110m / 本の内訳：呼び径 φ38mm×25m、呼び径 φ40mm×85m

重 量： 約 4 ton / 本（接続具含む）

(2) ブイ設置座標及び設置環境等

① ブイ設置座標

北緯 40 度 58 分 08 秒、東経 141 度 24 分 54 秒

② ブイ設置環境

a) 水深：約 45m b) 底質：砂

(3) ブイ等の係留方式及び配置

シンカー3 基及び係留索 3 本による 3 点係留方式。ブイを中心として、東方向、北西方向及び南西方向にシンカーが配置されている。それぞれの水平距離等については別紙-5 を参照。

2.4 工事及び作業内容等

(1) 工事等に係わる準備作業

本業務の内容を考慮して、以下の検討、策定及び構築等を行うこと。

① 工事方法の検討

海上工事・作業における起重機船等（小型作業船含む）の配置やブイ、シンカー及び係留索の安全かつ効率的な揚収・投入順序等を検討すること。また、II. 2.2 (1)で示した座標を中心とする工事・作業に必要な海域範囲を設定すること。

② 施工計画の策定

工事・作業工程計画の立案。船舶・機械・資材・仮設備などの選定、調達、使用及び配置等の計画を策定すること。

③ 施工体制の構築

施工計画に則り、作業員、潜水土、船舶、機械、潜水機材、足場、

仮囲い及び工事に必要な資材等を手配すること。また、仮設標識の製作などの準備工を行うこと。

④ その他上記作業に付属する事項

(2) ブイ等の撤去工及び陸揚げ

- ① 検討した工事方法に則り、起重機船等により、ブイ並びに海底設置の係留索及びシンカーの撤去を行うこと。なお、観測機器及びブイの各部養生は財団が行う。
- ② ブイ等撤去後、財団が指示する護岸にそれらを陸揚げすること。
- ③ ブイ等陸揚げ後、財団が指示する港湾施設用地（整備実施場所）までの構内運搬を行うこと。
- ④ その他上記作業に付属する事項

(3) 係留索交換及びブイ等の整備工

陸揚げ（構内運搬後）したブイ及びシンカーに以下の整備等を実施すること。

- ① 係留索の交換
 - a) 現行の係留索をブイ及びシンカーから切断
 - b) 新規係留索^{※1}をブイ及びシンカーに接続^{※2}

※1：財団が貸与する（1.10 貸与品(5)）
※2：シャックルによる接続（シャックル抜け止めピンは一部要溶接）
- ② ブイに設置された防食亜鉛板（別紙-6 参照）の交換
- ③ ブイ及びシンカー等に付着した海洋生物等の除去
- ④ ブイ外部の清掃（高圧水洗）、ケレン（3 種ケレン B 相当）及び塗装（塗装に関する仕様は別紙-7(1)(2)参照）
- ⑤ その他上記整備作業に付属する事項

(4) ブイ等の設置工

- ① 整備実施場所から構内運搬し、起重機船への積込みを行うこと。
- ② 検討した工事方法に則り、以下の条件を満たす設置工を行うこと。
 - a) ブイがII2.3 (2)①に記載した座標（設計座標）に位置すること。
 - b) ブイの設計座標と実設置座標との誤差が 5m 以内とすること。
 - c) ブイ及びシンカーが別紙-5 に示した配置となること。
 - d) ブイ搭載の太陽光発電パネルが南向きとなるよう配置すること。
- ③ 設置完了後、財団が行う水中設置状況確認作業を補助[※]すること。

※小型作業船を使用して行うため、当該船の操船等を行う。
- ④ 設置完了後、ブイの設置座標を計測し、記録すること。
- ⑤ その他上記整備作業に付属する事項

(5) 工事に係わる後作業

設置工事終了後、工事に使用した資機材等を速やかに撤去・回収するなど、現場の原状復帰に努めること。

(6) 提出書類の作成

I 1.7 に定める提出書類を期限までに提出すること。なお、提出書類作成時は、以下の点に留意すること。

- ① 施工要領書には、業務概要、実施工程表、工事方法（整備要領を含む）、現場組織表、安全管理及び緊急時の連絡体制等を網羅すること。また、使用船舶の船舶検査証書等を添付すること。
- ② 作業員名簿には、作業員の資格等を記載すること。
- ③ 作業日報には、財団及び受注者双方の確認印捺印欄を設け捺印すること。
- ④ 作業日報は、一日の作業終了後、FAX 等にて財団に送付すること。
なお、原紙については、納期までに纏めて提出すること。
- ⑤ 業務報告書には、再設置後に計測した座標等を記載すること。また、船舶出入港記録を添付すること。

(7) その他附帯業務

- ① むつ小川原港長宛に工事許可申請書を提出し、許可を受けること。
- ② 工事終了後は、むつ小川原港長宛に工事完了届を提出すること。
- ③ 海上工事实施にあたっては、監視船を配備すること（作業船兼監視船でも可）。
- ④ 交換後の係留索及びブイ等から除去した付着物等は適切に処分すること。

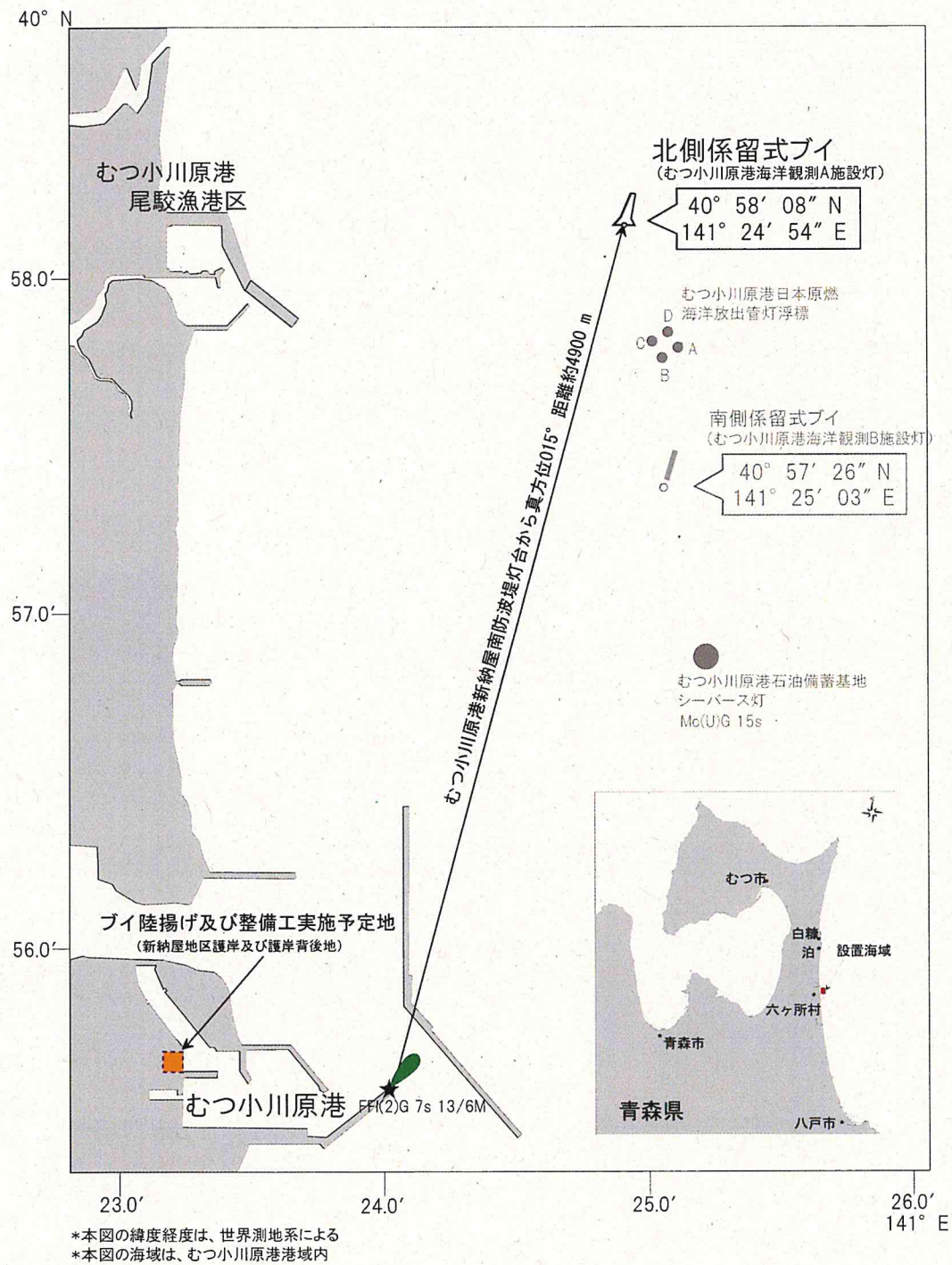
2.5 工事及び作業実施時の注意事項等

- (1) ブイ撤去工及び設置工等において、ブイを吊上げる際は、財団が貸与するブイ吊上げ専用金具を使用すること（別紙-8 参照）。
- (2) 足場、仮囲い等は、労働安全衛生法、建築基準法、建築工事公衆災害防止対策要綱その他関係法令等に従い、適切な材料及び構造のものとし、適切な保守管理を行うこと。
- (3) 工事に必要な電力、ガス、水等は全て受注者負担とする。
- (4) 工事に使用する搬入機材は、財団の指示する位置に整理し、その保管は責任をもって行わなければならない。
- (5) 作業中及び工事中は、安全巡視員を配置し、工事現場における安全に関する巡視、点検、連絡調整等、工事地域内全般の監視、あるいは連絡を行わせ、安全の確保に努めなければならない。

- (6) 工事完了に際しては、片付け及び清掃を丁寧に行うこと。
- (7) 工事場所は青森県の公共施設であり、地下埋設物・施設等を破損しないよう留意し、適切な対策を講ずること。破損した場合は、速やかに財団に報告するとともに同一材料にて速やかに復旧すること。

別紙-1

<北側係留式ブイ 設置位置>

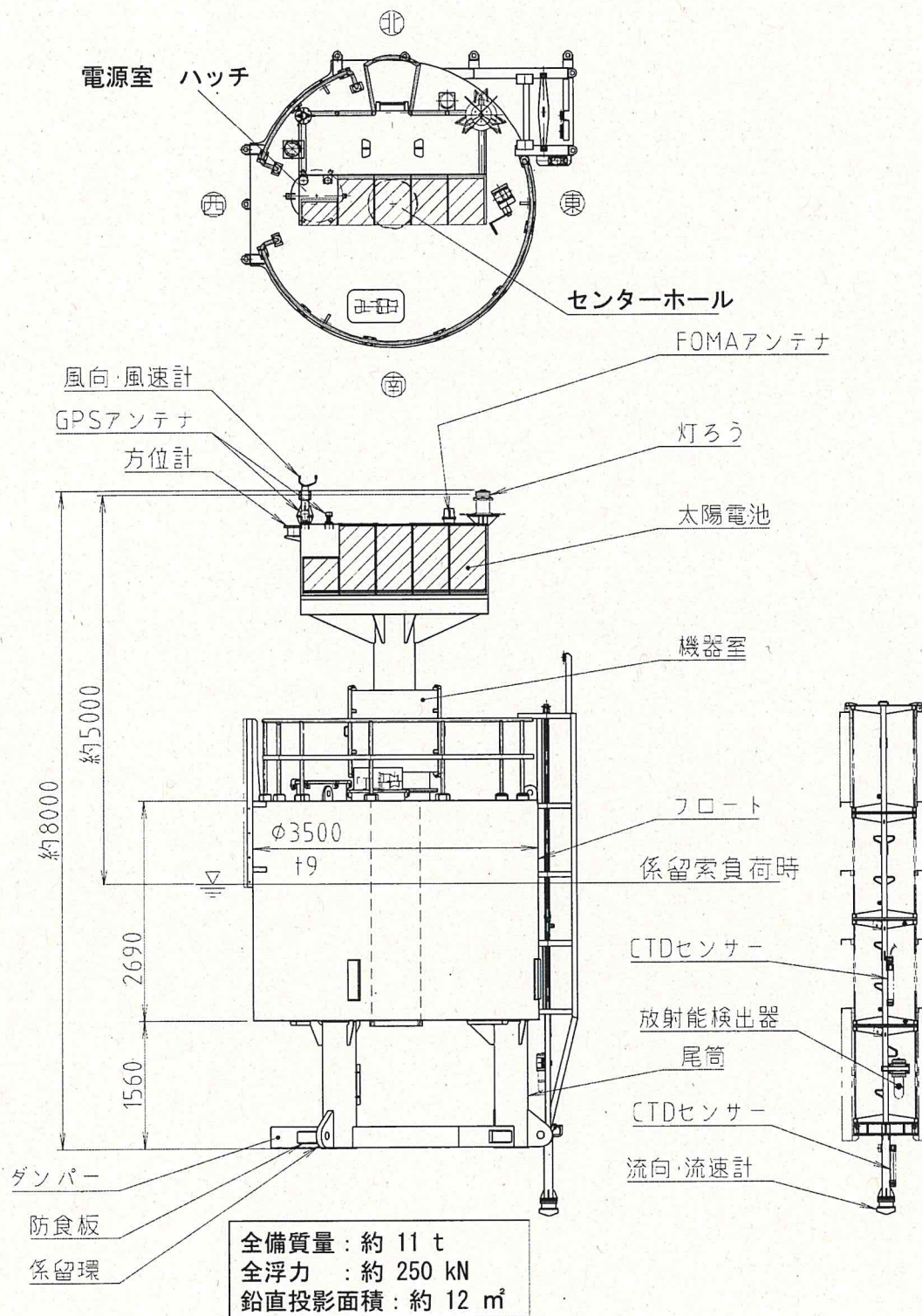


※北側係留式ブイ位置を網羅した工事海域を設定すること。

※ブイ陸揚げ及び整備工実施予定地は、図中■範囲内の 40 m×20 m 程度の区域。

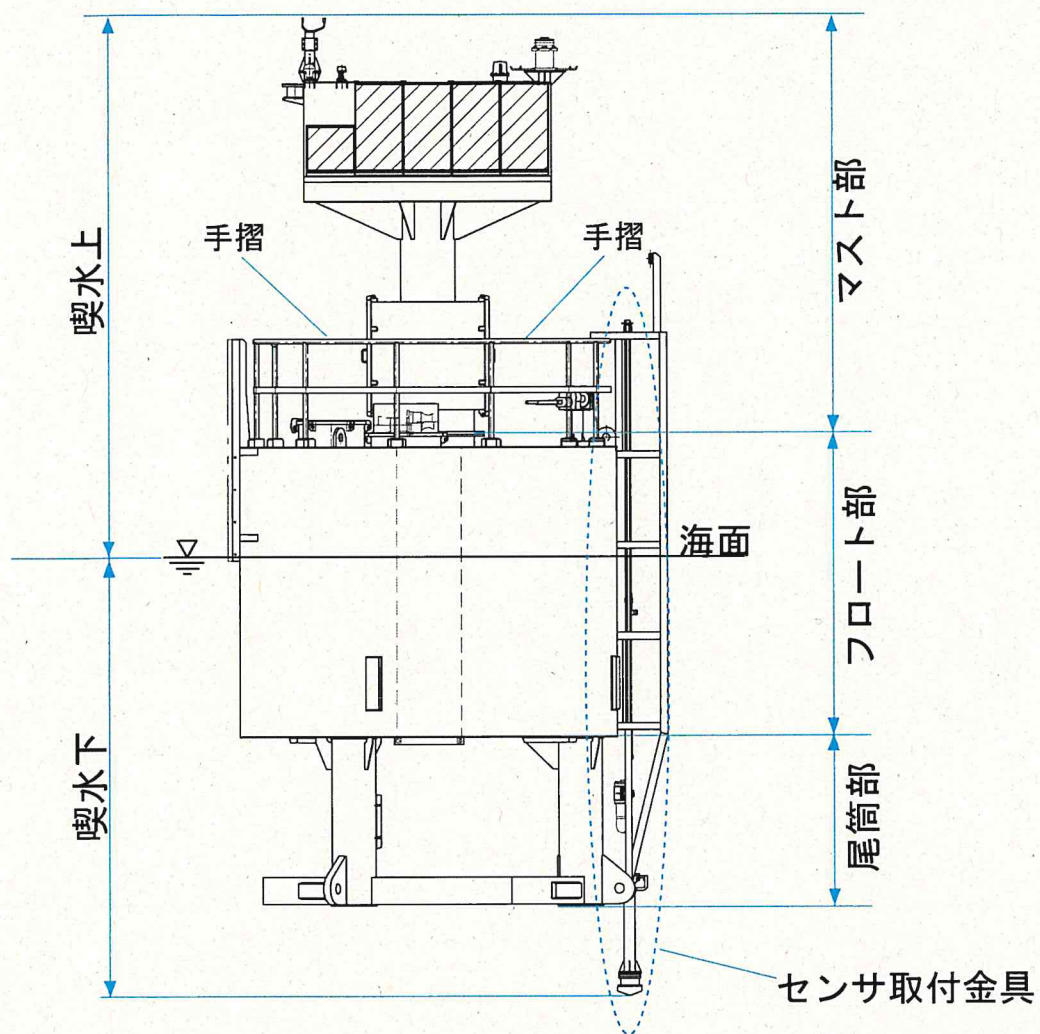
別紙-2(1)

<ブイ構造 1_浮体、センサ金具等>



別紙-2(2)

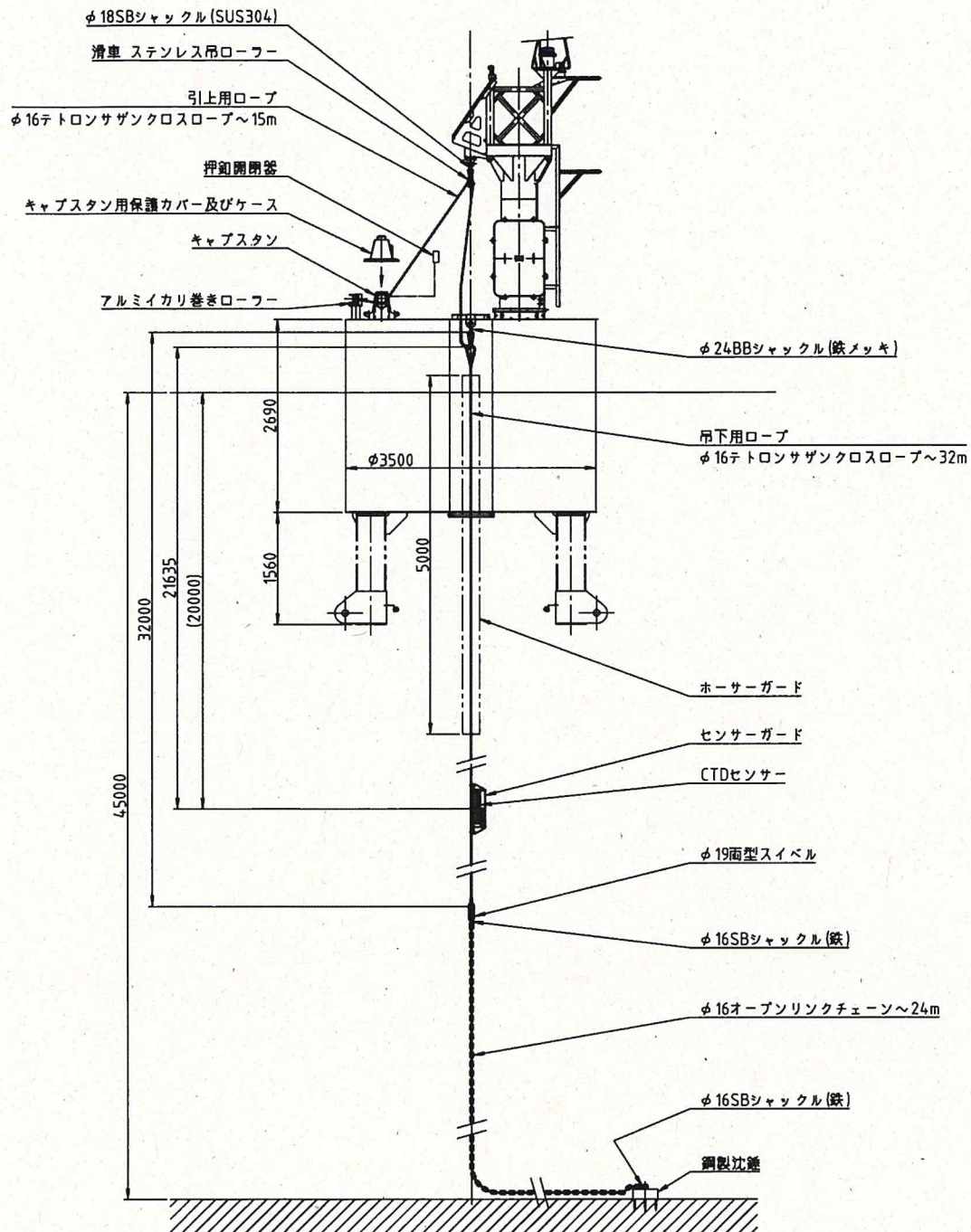
<ブイ構造 2_浮体部位名称>



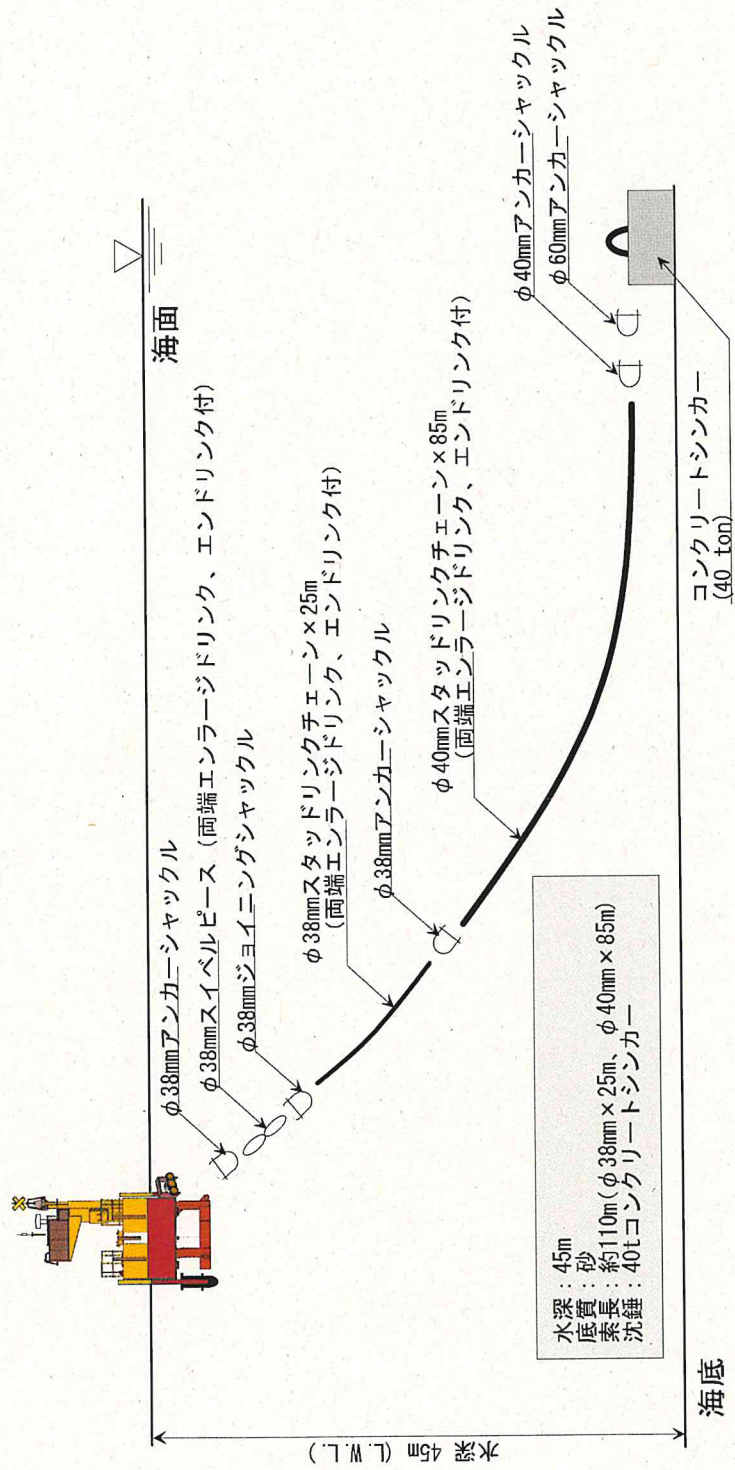
別紙-2(3)

<ブイ構造 3_計測器*係留・昇降システム>

※計測器：CTD センサ（水温塩分計）



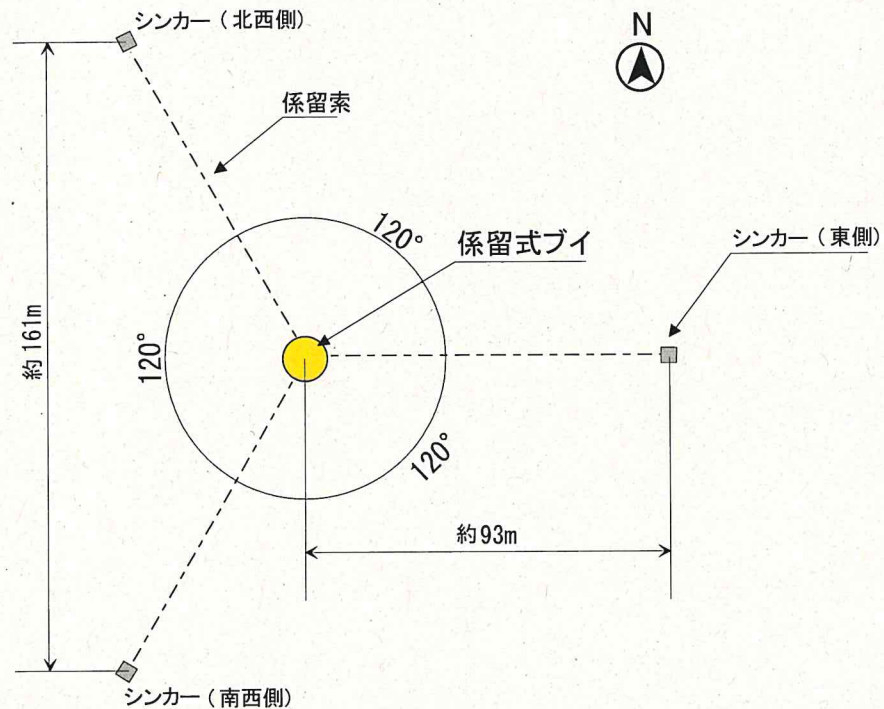
<係留索構造概略>



<係留索構成>

別紙-5

＜係留式ブイ及びシンカーの配置概略＞



◎設置位置座標

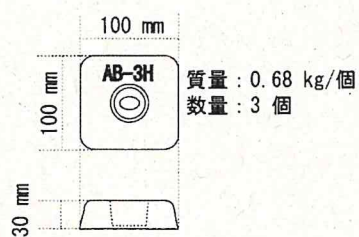
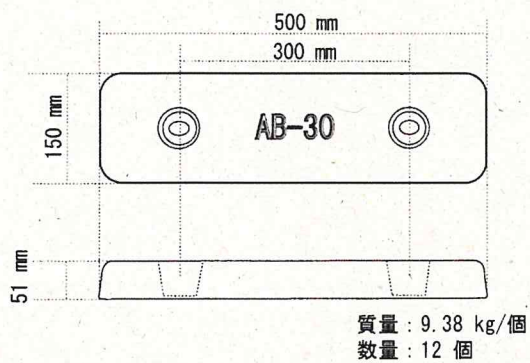
	北緯	東経
係留式ブイ_浮体	40-58-08.000	141-24-54.000
シンカー（南西側）	40-58-05.399	141-24-51.988
シンカー（北西側）	40-58-10.621	141-24-52.034
シンカー（東側）	40-58-07.980	141-24-57.978

※上表は設計上の座標（設置工実施時の目標とする座標）

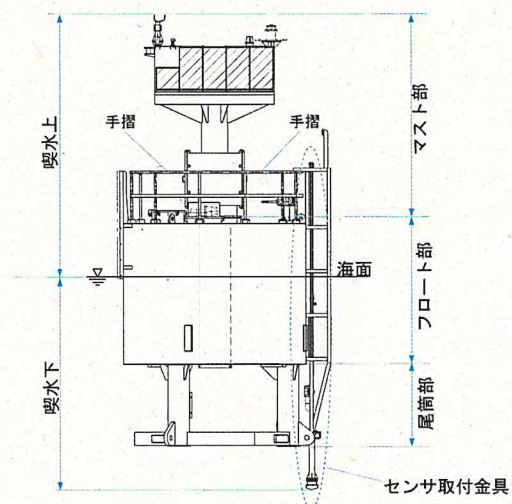
※現在の詳細な設置座標（前回の陸揚げ・設置時の座標）については、受注後、財団が提示する。なお、現座標は全て設計座標の誤差 5 m 以内となっている。

別紙-6

＜防食亜鉛板 寸法等＞



- ・ AB-30 型は、フロート部喫水下及び尾筒部に 12 箇所設置。
- ・ AB-3H 型は、センサ取付金具に 3 箇所設置。



別紙-7(1)

< 塗装仕様 >

- 1) 塗料、溶剤及び塗装に必要な器材等は、受注者が手配すること。
- 2) 塗装を行う箇所は、下記の①～⑤とする（図-1 概略図参照。図中、黄色及び赤色が塗装箇所）。なお、詳細については、受注後、財団が指示する。塗装面積（目安）は、表-Iを参照。
 - ①フロート部（電源室ハッチ、ウィンチ架台柱及び係船柱等を含む）
 - ②マスト部 機器室（タッチアップ程度）
 - ③尾筒部
 - ④センサ取付金具
 - ⑤その他、財団が指示する箇所のタッチアップ
- 3) 使用する塗料、塗装工程及び塗装回数等については、表-IIを参照。
- 4) 塗装膜厚は、湿潤膜厚及び乾燥膜厚ともに設計値以上であること。設計値は、表-IIIを参照（乾燥膜厚の設計値）。
- 5) 各塗装終了後、膜厚（湿潤及び乾燥）を計測し、記録すること。
- 6) フロート部の喫水上の側部 2 面に「係船禁止」を明示すること（表-IV 参照）。

表-I. 塗装面積（目安）

	全面塗り面積	補修塗り面積
喫水下	70 m ²	21 m ² （全面の 30%）
喫水上	40 m ²	12 m ² （全面の 30%）

※喫水上は、マスト部及び手摺等を除く

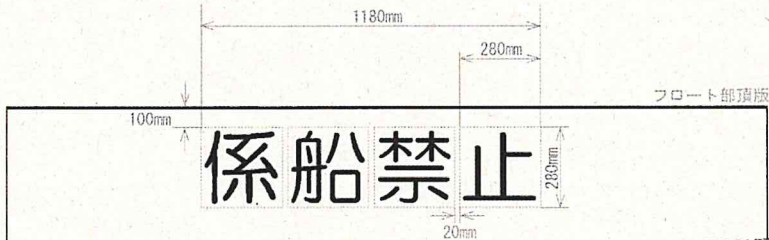
表-II. 塗装工程及び回数

	工 程	塗料系統	塗装回数	備 考
喫水下	錆止め/補修塗り	エポキシ樹脂系塗料	2	赤色相当
	下塗り/補修塗り	塩化ゴム樹脂系塗料	1	
	下塗り/全面塗り	同 上	1	
	上塗り/全面塗り	加水分解型防汚塗料	4	
喫水上	錆止め/補修塗り	エポキシ樹脂系塗料	2	黄色(マンセル値：2.5Y8/16) フロート部頂版のみ
	上塗り/全面塗り	ポリウレタン樹脂系塗料	2	
	ノンスリップ塗装	珪砂（3～4号）吹付け	1	

表-III. 設計膜厚

	工 程	塗装回数	設計 乾燥膜厚 (μm)	
			1 回当たり	膜厚
喫水下	錆止め/補修塗り	2	125	250
	下塗り/補修塗り	1	70	140
	下塗り/全面塗り	1		
	上塗り/全面塗り	4	150	600
喫水上	錆止め/補修塗り	2	125	250
	上塗り/全面塗り	2	35	70

表-IV.文字仕様

記入文字	係船禁止
記入場所	フロート部 喫水上 側部の <u>2 面</u>
文字色	赤色
字体	丸ゴシック体
記入方式	シール方式
寸法	文字の大きさ 280 mm×280 mm 

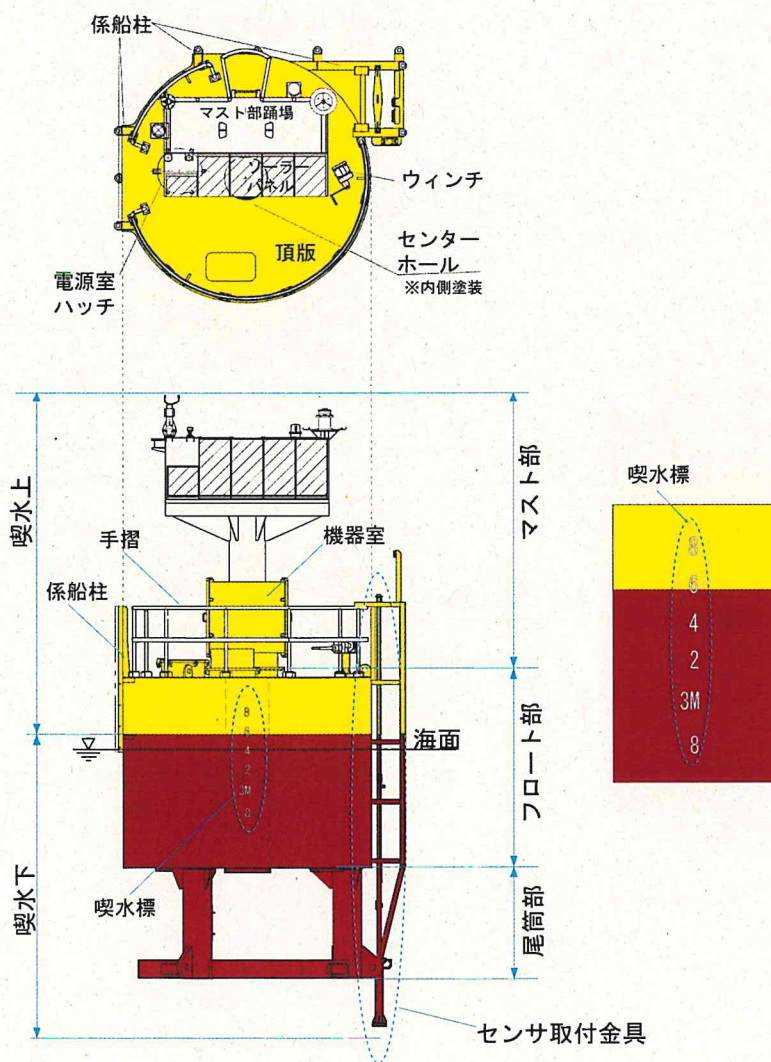


図-1 ブイ塗装箇所 概略図

入 札 説 明 書

北側係留式ブイ係留索交換等業務

公益財団法人日本海洋科学振興財団

1. 契約担当部長の氏名及びその所属する担当部の所在地

(1) 契約担当部長

公益財団法人日本海洋科学振興財団むつ海洋研究所 管理部長 渡邊 修一

(2) 所在地

〒035-0064 青森県むつ市港町4番24号

2. 契約内容等

(1) 契約件名

北側係留式ブイ係留索交換等業務

(2) 契約内容（規格、仕様、数量、納期、納入場所等）

入札公告添付の「仕様書」のとおり。

3. 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 文部科学省の一般競争（指名競争）参加資格認定通知（以下「認定通知書」という。）を受けた者であること。認定を受けていない者にあつては、入札の日時までに認定通知書（写）を提出することを条件とし、入札説明書で定める必要書類の提出期限までに申請中であることを証明した者であること。

(3) 警察当局から、当財団に対し、暴力団員が実質的に経営を支配している業者又はこれに準ずるものとして、建設工事及び測量等、物品の製造及び役務の提供等の調達契約からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

(4) 青森県内に本店を有していること。

4. 入札仕様書の提出及び審査等

(1) 入札仕様書の提出

入札に参加しようとする者は、入札仕様書を次により提出する。

ア 入札仕様書

別紙1の記載例に基づき作成する。

イ 提出期限

第17項提出物等一覧のとおり。

ウ 提出場所

第16項の問合せ先に同じ。

エ 提出方法

持参又は郵便（一般書留及び簡易書留、レターパックプラスのいずれかの方法による）

(2) 入札仕様書に対する審査等

ア 提出した入札仕様書について、説明を求められたときは、これに応じなければならない。

イ 審査不合格の場合は、令和7年7月24日（木）17：00までに通知する。

5. 入札説明会

なし。

6. 質問書の提出等

(1) 質問書の提出

公告（添付の仕様書を含む。）及びこの入札説明書に関し、質疑等がある場合には、別紙2の質問書を次により提出するものとする。なお、軽微な疑義であっても必ず質問書に記載すること。また、質疑がない場合でもその旨を記載し提出すること。

(2) 提出期限等

ア 提出期限

第17項提出物等一覧のとおり。

イ 提出場所

第16項の問合せ先に同じ。

ウ 提出方法

持参又は電送等によるものとする。

(3) 質問書に対する回答

質問書に対する回答は、随時行う。

7. 入札・開札の日時及び場所

(1) 日 時

令和7年7月30日（水） 10：00～

(2) 場 所

日本海洋科学振興財団むつ海洋研究所会議室

8. 入札方法

(1) 総価で行う。

(2) 落札者決定にあたっては、入札書に記載された金額（非課税分を除く。）に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の、110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9. 入札・開札の実施方法

(1) 共通事項

ア 入札参加者は、入札説明書及び仕様書、図面等を熟読のうえ入札しなければならない。

イ 前項の事項その他に関し、疑問点がある時は、事前に説明を求め十分承知しておかなければならない。

ウ 入札参加者は、その入札に関し、談合若しくは何ら協議をしてはならない。

エ 次の各号の一に該当すると認められる者は、入札に参加させないことがある。

(ア) 契約の履行にあたり故意に工事、製造等を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札に際し、不当に価格をせり上げる目的をもって連合した者

(ウ) 競争入札に参加することを妨害し、又は契約手続き若しくは契約を履行することを妨害した者

(エ) 監督又は検査に際し、当財団職員の職務執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなく契約手続き又は契約を履行しなかった者

オ 入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできない。

カ 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に係る他の入札参加者の代理をすることができない。

キ 入札参加者は、提出した入札書を書換え変更又は取消すことはできない。

ク 入札説明書及び仕様書、図面等は返却不要とする。

ケ 入札参加者は、委任状を提出すること。

コ 入札額については、開札時に社名を含め、全て公表することとする。

(2) 入札書・内訳書の提出

ア 入札参加者は、別紙3の様式による入札書により入札すること。ただし、第1回の入札に限りその明細となる内訳書（別紙4の様式）を添付する。

イ 入札書・内訳書は封筒に入れ密封し、かつ、その封筒に法人名等（代理人氏名を含む）及び「令和7年7月30日開封(件名)の入札書在中」と朱書きするものとする。

(3) 入札書の要件

ア 入札金額、契約件名、入札者の住所・会社名・氏名（法人の場合は、法人名及び代表者の氏名）の記載並びに入札者の押印がされていること（代理人が入札する場合は、代理人氏名の併記並びに押印がされていること）

ただし、入札者及び代理人が外国人の場合には、押印に代えて、自筆の署名とすることができ

る。

イ 入札金額の記載が明確であること。

ウ 入札金額を訂正していないこと。

エ 誤字、脱字、脱漏等により意思表示が不明確でないこと。

(4) 再度の入札

開札の結果、落札となるべき入札者がいないときは、再度の入札を行う。

ただし、入札回数は原則として「2回」とする。2回目の入札書については、予め社印と代表者

印の押印をし、準備しておくものとする（金額は当日記載）。

再度の入札において、落札となるべき入札者がいないときは、最低入札価格提示者と随意契約に

切り替え交渉を行うものとする。

なお、最低入札価格提示者との交渉が不調になったときは、順次低入札価格提示者と交渉を行う

ものとする。

(5) 同価の入札

ア 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、「抽せん」で落札者を決定する。

イ 「抽せん」すべき者が「抽せん」に応じないときは、入札に関係のない当財団の職員に「抽せん」させることとする。

(6) 入札・開札に立ち会う者に関する事項

ア 入札・開札は、原則として入札者（又は代理人）が出席して行うものとする。

イ 代理人が入札する場合には、別紙5の様式による委任状を提出すること。

ただし、代表者から支店長等を経由し委任された入札者は、全ての委任に関する委任状を提出すること。

10. 入札の無効

次の各号に該当するものは、これを無効とする。

- (1) 委任状を提出しない代理人が提出した入札書
- (2) 入札書の要件を満たしていない入札書
- (3) 談合若しくは互いに何ら協議した入札書
- (4) 同一の入札について、2通以上提出された入札書
- (5) 他の入札者の代理人を兼ねた者、又は2人以上の入札者の代理人をした者が提出した入札書
- (6) 入札公告で定めた入札申込書を提出していない入札書
- (7) 入札公告及び入札説明書で定めた資格のない者が提出した入札書（入札書の提出期限までに必要な資格を有すると認められた者を除く。）
- (8) 所定の日時までに到着しなかった入札書（郵送を認められた場合）

11. 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格が予め定めた低入札調査基準価格を下回る場合には調査を行う。調査の結果、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低価格をもって入札した者を落札者とする。

12. 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

13. 入札保証金及び契約保証金

免除する。

14. 契約

- (1) 契約書は、当財団が作成する。
- (2) 契約金額は、入札書に記載された金額の、100 分の 110 に相当する金額とする。なお、当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てるものとし、当該金額を切捨てた後に得られる金額をもって、契約金額とする。
- (3) 支払条件
契約書による。

15. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

- (1) 本契約の相手方が契約の履行に当って暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ウ 当財団に書面により速やかに報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等の遅れが生じるおそれがある場合は、当財団と協議を行うこと。
- (2) 当財団は、本契約の相手方が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、指名停止等の措置を講ずるものとする。

16. 問合せ先

- (1) 入札手続きに関する事項

公益財団法人日本海洋科学振興財団 むつ海洋研究所 管理部

電話：0175-22-9111 FAX：0175-22-9112

担当者 黒田幸子

- (2) 仕様書に関する事項

電話・FAX (番号)：前号に同じ。

担当者 海洋研究部 久慈智幸

17. 提出物等一覧

No	提出物	提出期限等	記事
1	質問書	<u>令和7年7月16日(水) 17:00</u> まで	様式: 別紙2のとおり。
2	一般競争(指名競争)参加 資格認定通知書(写)又は 申請中の証明書類	<u>令和7年7月23日(水) 17:00</u> まで	写しを提出する。
3	入札仕様書		様式: 別紙1のとおり。
4	使用印鑑届		様式: 別紙6のとおり。 (過去3年以内に提出した者を除く。)
5	参考見積書		内訳含む。
6	入札書	<u>令和7年7月30日(水) 入札時</u>	様式: 別紙3のとおり。
7	(入札) 内訳書		様式: 別紙4
8	委任状		様式: 別紙5のとおり。

令和 年 月 日

公益財団法人日本海洋科学振興財団 殿

住 所 ○○○○○○○○
会社名 ○○○○○○○○
代表者名 ○○○○ 印

入 札 仕 様 書

件名： 北側係留式ブイ係留索交換等業務

※ 変更点がない場合の記載例

入札仕様につきましては、入札説明書添付の仕様書のとおりいたします。

※ 変更点がある場合の記載例(1)

入札仕様につきましては、下記のとおり変更及び追加いたします。
その他については、仕様書のとおりいたします。

記

頁	項	仕様書内容	変更内容又は追加内容	備 考
5	7	支給品	○○○○○○○○○	○○○○○○○

※ 変更点がある場合の記載例(2)

入札仕様につきましては、別紙のとおり変更及び追加いたします。

「北側係留式ブイ係留索交換等業務」に係る質問書

令和 年 月 日

会社名	
連絡先	担当者名 TEL FAX
質 問	
回 答	

入 札 書

1 件名 北側係留式ブイ係留索交換等業務

2 総額 金 _____ 円也

(消費税は、含まず)

上記金額により、入札説明書及び仕様書を承諾のうえ入札いたします。

令和7年7月30日

公益財団法人日本海洋科学振興財団

むつ海洋研究所長 渡邊 修一 殿

住 所

名 称

代表者氏名

印

(代理人)

印

(委任状と同一印)

委 任 状

私は 印 を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

- 1 「北側係留式ブイ係留索交換等業務」の入札に関する一切の件

令和 年 月 日

公益財団法人日本海洋科学振興財団

むつ海洋研究所長 渡邊 修一 殿

住 所

名 称

代表者氏名

印

令和 年 月 日

使 用 印 鑑 届

社印（社名が書かれた印・通常角印）
（なければ押印不要）

使用印（契約名義人が使用する印）
（必ず押印）